

令和5年度事業計画

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

I 事業実施の基本方針

令和5年度は、第5期5年計画の2年目として、その基本方針である「被害者が、全国のどこにいても、いつでも（24時間365日）、求める支援が受けられ、被害者の声にこたえることのできる活動」という「目指す姿を実現する被害者支援体制の確立」のため、引き続き、次の諸施策に取り組み、加盟団体及び関係機関・団体と連携し諸事業を推進する。

- (1) 支援活動の質の向上を図る。
- (2) 相談員等、事務局員の意欲の向上を図る。
- (3) 組織体制の強化を図る。
- (4) 広報啓発活動の充実強化を図る。

なお、本年度についても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、各事業の実施時期や実施方法など、行政等の指導を考慮しつつ柔軟に対応することとする。

II 事業の実施

1 協力及び共助に関する事業

(1) 中央機関としての機能強化

① ブロック事務局体制の強化

全国を6ブロックに分け、会議、研修等、各ブロック内の事務の効率的運営と、各ブロックの事務局長会議により各ブロックにおける被害者支援活動の問題提起と課題解決を図る。

② 全国事務局長等会議

加盟団体の事務局長等による会議を開催し、組織改革の推進を図る。

③ 新人事務局長等研修

新人事務局長等を対象とした着任時研修を開催する。被害者支援の現状やセンター運営の基本を学ぶ。

④ 経理事務等研修

加盟団体の経理事務担当者による会議を開催し、公益法人や認定NPO法人会計の制度・基準など経理事務等において留意すべきことを学び、共有する。

(2) 財政基盤確立のための諸活動

① 財政基盤構築プロジェクトの推進

預保納付金の大幅な減額に対し、財政基盤構築プロジェクト活動を推進し、

預保納付金による助成金に代わる財源を確保すべく取組む。

ネットワークとセンターの活動や犯罪被害者等への貢献等やネットワークが永続することの必要性を警察庁等へ訴え、国からの財政支援を求める。

- ② ネットワークと加盟団体の財政基盤構築を図る諸活動を実施し、企業、個人、団体、行政等に対する被害者支援のための協力を要請し、賛助会員の増加を図り、寄付型自動販売機の設置促進、ホンデリングの拡大等寄付金による支援の輪を拡大していく。

(3) 被害者緊急支援金の支給事業

令和4年4月1日から公益財団法人日本財団のご理解をいただき、安定した財源により事業を推進するため、財源を日本財団「夢の貯金箱」（日本財団管理の飲料水自販機）及び贖罪寄付から日本財団「ボート事業」に切り替え、必要とされる多くの被害者等に対し緊急支援金の事業を推進した。引き続き、加盟団体と連携し、事業の充実を図る。

(4) 被害者等カウンセリング支援事業

被害者等のカウンセリング等心理療法は、公費負担制度等により充実してきたところである。しかし、公費負担制度等を受けられなかったケースや回復したがその後カウンセリング等心理療法が必要となった場合に必要なカウンセリング支援が受けられるよう加盟団体と連携し、被害者等の負担軽減を図る。

また、犯罪被害者等の実情や生活環境、関係費用の実態等を考慮して、運用の充実化を図る。

(5) 電話相談事業

犯罪被害者等電話サポートセンターを運営するとともに、電話相談員の体制整備や指導・育成に取り組む。また、加盟団体との連携や関係強化を図り、被害者等にとって、より良い体制を構築する。

(6) 被害者支援募金活動

犯罪被害者週間を中心とした募金活動を行い、被害者支援の輪を拡充していく。

(7) 表彰

犯罪被害者支援活動に尽力した個人・団体に対し、「全国犯罪被害者支援フォーラム」および「秋期全国研修会（全体会）」において表彰状等を授与して、その功労に報いるとともに、意欲の向上に努める。

また、ネットワークとセンターの犯罪被害者支援活動への協力及び貢献に対し、「全国犯罪被害者支援フォーラム」において個人・団体に感謝状を贈呈する。

(8) 犯罪被害者団体との連携

① 犯罪被害者団体主催行事への協力

犯罪被害者団体主催の全国大会の後援及び支援を行い、協力する。

② 犯罪被害者団体との交流

犯罪被害者団体との交流を図り、犯罪被害者等の実態把握に努める。

(9) 制度政策提言の活動

加盟団体の要望・意見を集約し、中央組織として全国の加盟団体を代表し、国等

に対し被害者等の支援に関する制度政策提言の活動を行う。

2 情報の交換に関する事業

(1) ネットワークニュース発行

メールマガジン「ネットワークニュース」を毎月1回、加盟団体等に発信し、被害者支援を巡る動き、加盟団体や支援員の活動紹介、ネットワークのイベント・研修等の情報発信により、情報交換と情報共有に努めていく。

3 教育及び訓練に関する事業

(1) 秋期全国研修会

ネットワークが主管・主催する全国的な研修会を開催し、犯罪被害者支援の全国統一的な質の向上を図るとともに、一部の分科会を一般公開し啓蒙を図る。

(2) 質の向上研修

犯罪被害者等の相談員・支援員を対象に、統一的プログラムによる研修を各ブロックごとに実施し、加盟団体の相談員・支援員の質の向上と情報交換を図る。

(3) 課題研修

犯罪被害者支援の具体的事例検討、相談経験交流を通じて、相談員・支援員の均等な質の向上を図ることを目的に、研修会を実施する。

(4) 支援活動責任者研修

加盟団体の支援責任者等による研修を企画・開催し、支援責任者としての能力向上と相互啓発や活動の情報交換等による支援の強化を図る。

(5) 広域・緊急支援チームの派遣

加盟団体からの支援要請により、広域的・緊急的事案への対応を図るチームを組織し、加盟団体へ派遣する。

(6) 共同支援体制の構築

被害者等が多数発生する事案においては、裁判の付き添いなど、同時に多くの被害者等を支援するために、近隣のセンターの人的応援を得て共同支援に当たる必要がある。このような事態に対し、関係法令等を検証し、他県で支援活動ができる規定等の整備や共同支援活動の標準化やルール作りを進める。

(7) N N V S 認定コーディネーターの育成と認定

広域・緊急支援チームの中核となるN N V S 認定コーディネーターの資格審査を実施し、認定した者に対して秋期全国研修会において認定証を授与する。

(8) N N V S 認定コーディネーターの派遣

N N V S 認定コーディネーターを全国研修会、質の向上研修、各加盟団体の研修会等に講師等として派遣し、人材育成活動に関する助言・指導を行う。

(9) 春期全国研修会（コーディネーター研修）

多くの支援活動経験を持ち、将来にセンターの支援活動における中核となって後進の育成を担い、研修等の講師となるコーディネーター人材を育成する。

本研修において、自センターにおける支援のみならず、他センターと共同して支援を行い、助言・指導できる幅広い視点で活動できる人材を育成する。

(10) 自助グループ支援の充実・強化

- ① ネットワークニュース、被害者支援ニュースを通じて啓発活動を実施する。
- ② 自助グループの無いセンターの状況を調査し、運営に関する課題等を確認する。
各センターの実情に応じた立上げ促進に取り組む。
- ③ 犯罪被害者等の回復のための自助グループを支援するファシリテーターの育成を目的とした研修を企画・運営する。

4 調査及び研究に関する事業

(1) 支援活動の実態調査

ア) 加盟団体の前年度の活動状況を把握するための実態調査を実施する。

イ) ワンストップを受託する支援センターの実態調査

内閣府より、ワンストップ支援センターの業務を受託する被害者支援センターを対象に、運営状況（開設時間、要員体制や勤務条件、教育・訓練、支援に係る費用等）の実態調査を行い、より良い連携強化に努め、好事例については、共有を図る。

ウ) 支援業務へのSNSやWebシステム活用の事例を調査し、共有を図る。

(2) 組織体制・予算等の調査

各加盟団体の令和5年度の組織体制、予算、令和4年度の決算等を調査する。

(3) 国際化への取組

ア) 外国人被害者支援の充実

外国人に対する行政、団体等の窓口の調査を実施し、支援センターが直ぐに活用できるよう情報共有を図る。

また、外国人被害者支援におけるニーズへの対応や関係機関との連携についてワーキング・チームで検討を進める。

イ) 海外調査事業の企画立案

平成28年2月から3月にかけて、海外調査事業として、欧州における先進的な被害者支援の取組の実態を学ぶため、英国、ドイツを視察した。先回の視察から10年目を迎える第5期5年計画の期間中に、リニューアルされた海外の被害者支援の実態を把握し、日本における犯罪被害者支援活動の進展に役立てるべく準備を進める。

5 広報及び啓発に関する事業

(1) 全国犯罪被害者支援フォーラムの開催

全国犯罪被害者支援フォーラムを開催し、広く犯罪被害者支援の重要性を啓発していく。

(2) アニュアルレポート等の作成

- ① ネットワークの令和4年度の事業活動を紹介する冊子等を作成する。
- ② ホームページの制作（コンテンツの追加）

(3) 被害者支援ニュースの発行

犯罪被害者支援に関する最新情報等の特集として取り上げ、年3回全国的に配付することによって情報提供と被害者支援の啓発を図る。

(4) 「犯罪被害者の声」作成

犯罪被害者や遺族・家族が、自身の被害体験について、加盟団体から受けた支援を中心に綴った手記集を作成する。

(5) 犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座

ネットワークは、法科大学院に限定せず、大学の法学部や教育学部、心理学部、看護専門学校等の学生等、将来行政、警察、教育、医療等の分野に携る者も対象とする「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」を開催し、社会啓発に努める。

令和5年度は、全国のセンターより紹介を受けた大学・大学院等を対象に事業展開を図る。

(6) SNSを活用した全国規模の広報活動

若い年代をメインターゲットとし、幅広い層に対し犯罪被害者支援活動や支援センターの認知度向上を促進する。加えて、各支援センターの広報活動との連動を図り相乗効果を高める取組とする。

中高生向けのマンガ冊子等の広報物の学校等への普及に取り組む。

犯罪被害者支援デジタルライブラリーとして、被害者支援ニュース・記念誌等のテキスト化、手記集サイトへのリンク、対談等の採録版のテキスト化、その他の印刷物や調査データ等の公開、各センターの広報物へのリンクなど、犯罪被害者支援に関する情報に簡便にアクセスできる仕組みを構想する。

また、アプリ内コンテンツをYouTubeチャンネルにアップロードするなど、コンテンツの再利用を検討する。

(7) 被害にあった子どもやその兄弟姉妹、遺族となった子どもへの支援

小学生向け、中高生向けの犯罪被害者や被害者支援に関するマンガ冊子の学校等への普及を図る。また、保護者向けコンテンツの検討や既存コンテンツ・ホームページの活用等に取り組む。

(8) 犯罪被害者等支援条例制定・充実化への働きかけ

全国の犯罪被害者等条例制定の実態を調査・把握し、都道府県および市区町村の条例制定に向けて全国の支援センターと連携した取組を実施する。

また、本条例を根拠とした犯罪被害者支援に係る地方自治体の有効な制度や関係機関が連携する体制等に関連する好事例の共有を図り、その展開に取り組む。

(9) メディア・マスコミ対応

被害者支援の認知度を高め、社会全体に対する被害者支援活動の広報を推進し、メディア・マスコミとの連携を促進する。

Ⅲ 各種会議体

各種会議体の開催方法については、新型コロナウイルス感染症への対策や遠隔地より参加する方々の利便性や経費節約等を考慮して、Web会議システム（オンライン会議）等の活用を図る。

(1) 総会

会員である加盟団体で構成し、ネットワークの最高意思決定を行う。

(2) 三役会議

事業進捗、理事会上程事項を決定する。

(3) 理事会

事業等の重要な事項について意思決定をする。

(4) 広報組織部会

広報啓発媒体の作成、全国フォーラムの実施、組織強化・事業運営の課題解決等にあたる。加えて、財政基盤の確立や条例整備に向けた施策推進を図る。

(5) 研修・支援活動部会

各種研修と支援活動の企画立案、広域・緊急支援チームの事業推進、NNVS認定コーディネーターの認定等にあたる。

また、学ぶ意欲のある相談員等の知識・技術の向上のために、研修体系や受講条件等の見直しや改善に取り組む。

(6) 企画部会

全国犯罪被害者支援フォーラム等の企画立案を実施する。

以 上